

全 員 協 議 会

日 時 令和6年2月22日（木）
午前9時30分から
場 所 議場

付議事項
議運決定事項について

第 1 2 ～ 1 4 回議運決定事項

令和 6 年 2 月 5 日 (月)

令和 6 年 2 月 1 6 日 (金)

令和 6 年 2 月 2 2 日 (木)

1 令和 6 年第 1 回 (3 月) 定例会に関する事項について

- (1) 会期案は、2 月 2 2 日 (木) から 3 月 2 7 日 (水) までの 3 5 日間とした。なお、議案名は**資料 1**のとおりである。
- (2) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告については、申し合わせ事項 4 4 により行うこととした。
- (3) 請願書等の取扱いについては、**資料 2**の請願 1 件について、付託委員会をそれぞれ下表のとおり決定した。

請願書	付託委員会
「加齢性難聴者の補聴器購入に公費助成制度の創設を求める」請願	民生福祉 常任委員会

- (4) 議事日程案は、**資料 3**のとおりとした。
- (5) 陳情・要望書等の取扱いについては、**資料 4 - 1 及び 4 - 2**までの陳情・要望書等 2 件について、調査委員会をそれぞれ下表のとおり決定した。

陳情・要望書等	調査委員会
年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情・・・ 資料 4 - 1	民生福祉 常任委員会
陳情書 (山田伸幸議員に対して厳重な処分等を求める陳情)・・・ 資料 4 - 2	議会運営 委員会

2 「山陽小野田市議会議長の任期を 3 年以内とすることを求める陳情書」について

陳情者である下瀬俊夫氏を参考人招致することを決定し、2 月 1 6 日に審査を行った。

3 議会アドバイザーによる議会基本条例の研修について

議会アドバイザー長内紳悟先生による標記研修を令和6年4月15日(月)から4月19日(金)までのいずれかの日で行うことを決定した。

詳細については調整中であるため、確定し次第別に周知する。

令和 6 年第 1 回（3 月）定例会議案名

市長提出案件（議案 4 4 件、報告 1 件）

●令和 5 年度関係（議案 1 2 件、報告 1 件）

○民生福祉常任委員会所管（4 件）

- (1) 議案第 3 号 令和 5 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 回）について（保険）
- (2) 議案第 4 号 令和 5 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 3
回）について（高齢）
- (3) 議案第 5 号 令和 5 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 2 回）について（保険）
- (4) 議案第 6 号 令和 5 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 2 回）
について（病院）

○産業建設常任委員会所管（5 件）

- (1) 議案第 2 号 令和 5 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第
2 回）について（都計）
- (2) 議案第 7 号 令和 5 年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第 1 回）
について（水道）
- (3) 議案第 8 号 令和 5 年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第
1 回）について（水道）
- (4) 議案第 9 号 令和 5 年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第 2 回）
について（下水）
- (5) 議案第 1 0 号 南部地区都市公園外施設の指定管理者の指定について
（都計）

○一般会計予算決算常任委員会所管（2 件）

- (1) 議案第 1 号 令和 5 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 1 1 回）に
ついて（財政）
- (2) 承認第 1 号 令和 5 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 1 0 回）に

関する専決処分について

(財政)

○人事案件（1件）

- (1) 同意第1号 山陽小野田市教育委員会の委員の任命について (人事)

○報告（1件）

- (1) 報告第1号 山陽小野田市国民保護計画の変更について (総務)

●令和6年度関係（議案32件）

○総務文教常任委員会所管（9件）

- (1) 議案第21号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (総務)
- (2) 議案第22号 山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (3) 議案第23号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (4) 議案第24号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (5) 議案第25号 山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (6) 議案第26号 山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (7) 議案第27号 山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について (消防)
- (8) 議案第39号 山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について (大学)
- (9) 議案第42号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (総務)

○民生福祉常任委員会所管（13件）

- (1) 議案第13号 令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について (保険)
- (2) 議案第14号 令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について (高齢)
- (3) 議案第15号 令和6年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について (保険)
- (4) 議案第17号 令和6年度山陽小野田市病院事業会計予算について (病院)
- (5) 議案第28号 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について (生安)
- (6) 議案第29号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (7) 議案第30号 山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (8) 議案第31号 山陽小野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (9) 議案第32号 山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (10) 議案第33号 山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (11) 議案第34号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (12) 議案第35号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

- る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (13) 議案第36号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
の制定について (保険)

○産業建設常任委員会所管 (9件)

- (1) 議案第12号 令和6年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について (都計)
- (2) 議案第16号 令和6年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について (公営)
- (3) 議案第18号 令和6年度山陽小野田市水道事業会計予算について (水道)
- (4) 議案第19号 令和6年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について (水道)
- (5) 議案第20号 令和6年度山陽小野田市下水道事業会計予算について (下水)
- (6) 議案第37号 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (農林)
- (7) 議案第38号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (都計)
- (8) 議案第40号 山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (水道)
- (9) 議案第41号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について (水道)

○一般会計予算決算常任委員会所管 (1件)

- (1) 議案第11号 令和6年度山陽小野田市一般会計予算について (財政)

山陽小野田市議会

議長 高松 秀樹 様

「加齢性難聴者の補聴器購入に公費助成制度の創設を求める」請願

少子高齢化に突入した日本では、加齢性難聴者は1400万人（人口の11%）、山陽小野田市では6600人の人が難聴と推計されます。加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、日常生活の質を落とす要因になり、うつ病や認知症の危険因子になると考えられています。

日本では補聴器使用率は低く、日本補聴器工業会の調査によりますと、イギリス48.6%、フランス41%、ドイツ36.9%、アメリカ30.2%、日本14.4%です。日本の普及率の低さは補聴器価格が片耳当たりおよそ10万円～30万円の高額で、保険適用がなく全額自己負担という実態が原因として考えられます。

難聴は医療で治癒できません。補聴器の使用は聞こえの改善にとどまらず、認知の低下を防ぎ社会参加を助け、加齢性難聴者の必需品になっています。健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。

全国では239の市町村で補聴器助成制度が実施（24, 1, 4現在、全日本年金者組合・大阪本部調べ）され、山口県では初めて岩国市令和5年6月議会で請願が採択されています。山陽小野田市では、2022年の6月議会でご審議頂きましたが、趣旨採択に終わりました。私たちは一日も早い公的助成制度創設の実現を願っています。高齢者の切実な願いに貴職が応えて下さるよう請願いたします。

請 願 項 目

加齢性難聴者の補聴器購入に市独自の公的助成制度を創設してください。

以上

2024年1月14日

(請願者) 全日本年金者組合山陽小野田支部

支部長 石井 勇

山陽小野田市大休団地5-1

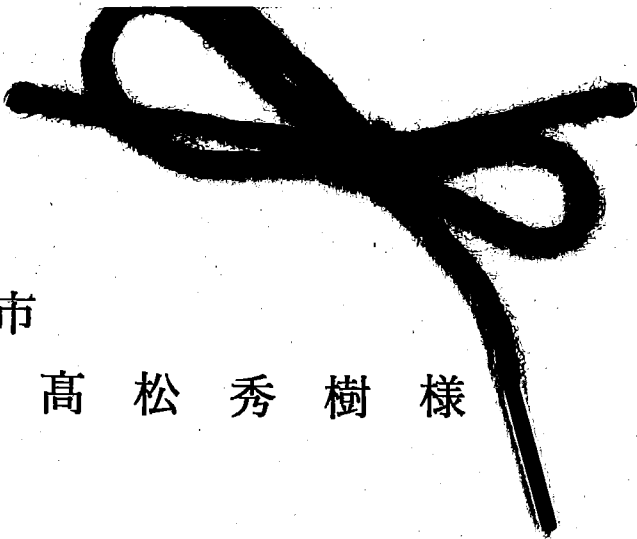
紹介議員

白井 健一郎

紹介議員

森山 喜久





山陽小野田市

市議会議長 高松 秀樹 様

加齢性難聴者の補聴器購入に
公費助成を求める要請署名

1,014 筆

全日本年金者組合山陽小野田支部
支 部 長 石 井 勇
山陽小野田市大休団地 5-1

令和 6 年第 1 回（3 月）定例会議事日程（案）

会期		令和 6 年 2 月 2 2 日から 3 月 2 7 日までの 3 5 日間			
月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
2	2 2	木	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（事務報告） ・宇部・山陽小野田消防組合議会の報告 ・同意 1 件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決 ・報告 1 件を報告及び質疑 ・令和 5 年度関係議案 1 1 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託 ・令和 6 年度施政方針並びに令和 6 年度関係議案 3 2 件を一括上程、提案理由の説明 ・請願 1 件の委員会付託報告
2	2 3	金		休 会	・天皇誕生日
2	2 4	土		休 会	
2	2 5	日		休 会	
2	2 6	月		休 会	・一般質問通告締切（正午まで）
			午後 1 時 3 0 分	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会 ・一般質問聞取
2	2 7	火		休 会	・一般質問聞取
2	2 8	水	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
					<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
2	2 9	木	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会

3	1	金		委員会	・委員会予備日
3	2	土		休 会	
3	3	日		休 会	
3	4	月	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	5	火	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	6	水	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	7	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）※午前のみ
3	8	金	午後1時	本会議	・一般質問（人）※午後のみ
3	9	土		休 会	
3	10	日		休 会	
3	11	月	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
3	12	火	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（全体会・現年度）
			委員会終了後	本会議	・付託案件（令和5年度関係）に対する 委員長報告、質疑、討論及び採決 ・令和6年度関係議案32件に対する質疑 及び委員会付託
			本会議終了後	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（全体会・新年度）
3	13	水	午前9時	委員会	・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教 分科会
					・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉 分科会
3	14	木	午前9時	委員会	・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教 分科会

					<ul style="list-style-type: none"> 産業建設常任委員会 一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
3	15	金	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 民生福祉常任委員会 一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
					<ul style="list-style-type: none"> 産業建設常任委員会 一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
3	16	土		休 会	
3	17	日		休 会	
3	18	月		委員会	・委員会予備日
3	19	火		休 会	・議事整理日
3	20	水		休 会	・春分の日
3	21	木		休 会	・議事整理日
3	22	金		休 会	・議事整理日
3	23	土		休 会	
3	24	日		休 会	
3	25	月		休 会	・議事整理日
3	26	火	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（全体会・新年度）
3	27	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 閉会中の調査事項について

年金制度における外国人への脱退一時金の 是正を求める意見書の採択を求める陳情

山陽小野田市議会議長様

陳情の要旨

- 1・脱退一時金の運用において、日本人と外国人の被用者間で退職時の不公平が生じている。
- 2・生活保護予備群を無尽蔵に生み出す制度運用であり、地方財政上の問題がある。
- 3・72万件もの外国人の年金制度脱退を裁定するも、国側はその動向を把握していない。
- 4・厚生労働大臣が国会で答弁した今、調査および改善の要望を地方から挙げて頂きたい。

陳情の理由

昭和の時代からの制度と国際法の狭間で、様々な省庁が人道主義や特例対応を許した結果、本来の立法主旨からかけ離れた制度運用となり、日本人と外国人がいがみ合うような不公平が生じている。国の制度の問題であり地方行政では対応ができません。大部分が法定受託事務であることに鑑み、現場となる地方から財政問題として声を挙げる必要があるため調査および改善を求める意見書の採択を陳情する。

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書（案）

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。同時に年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金になります。脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあり、令和3年度は9万6千件に達し、過去10年の累計値は72万件を超えました。年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要ですが、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となります。

また、同制度は再入国を妨げていないため、のちに我が国で再度就労することができます。外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に卸売業、小売業、ならびに宿泊業、飲食サービス、建設業など雇用の流動性が高く派遣労働が多い職種です。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。

日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。特に派遣社員が雇止めになった等の場合は、極めて大きな格差が生じております。

無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、政府においては地方財政を圧迫しないよう制度の是正を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。



令和5年11月24日 小江平真世

住所：福岡県行橋市上稗田1097-1
連絡先：0930-37-2635

第 212 回臨時国会・総理所信表明演説に対する自由民主党代表質問

令和 5 年 10 月 24 日

自由民主党・無所属の会（稲田朋美）

岸田政権の「デジタル行財政改革」は、何を改革し、何を目指すのか、総理から国民が自分ごとと感じられる分かりやすいご説明をお願いします。政治は制度をつくるだけでなく、それが現場でどう動いているか目配りし、不断に改善していくことも重要です。

我が国の国際化が進展する中で、これまで日本人を前提とした昭和の時代からの制度が、外国人に適用される際に、弊害が顕在化する場合があります。その例として、年金の脱退一時金制度があります。

日本人は年金制度から脱退することはできません。ところが、外国人が帰国する場合には、年金制度から脱退し、一時金を受給できます。永住者資格がある外国人が年金脱退一時金を受給して帰国し、その後再入国して、収入が少ないという理由で生活保護を受給することも現在の制度運営上、可能となっています。

脱退一時金制度をはじめ、在留資格制度や社会保障制度の運用の狭間で生じている課題について実態把握を進め、国民が納得できる制度に向けて改善を図るべきと考えますが、厚生労働大臣のご見解を伺います。

(武見敬三・厚生労働大臣)

稲田朋美議員のご質問にお答えをいたします。年金の脱退一時金についておたずねがありました。ご指摘の制度の運用の狭間で生じる課題について関係省庁とも連携しつつ、実態把握等を進めて、必要な改善を図ることは重要と考えております。

脱退一時金は外国の方々に特有の事情を踏まえて例外的に設けられている制度でございます。厚生労働省としては、必要な実態把握を行いながら政府内における在留資格に関する議論の状況等も踏まえ、次期年金制度改革改正に向けて必要な検討を行ってまいります。



代表質問

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
出入国在留管理庁長官、衆議院議長、参議院議長

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。同時に年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金になります。脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあり、令和3年度は9万6千件に達し、過去10年の累計値は72万件を超えました。年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要ですが、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となります。

また、同制度は再入国を妨げていないため、のちに我が国で再度就労することができます。外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に卸売業、小売業、ならびに宿泊業、飲食サービス、建設業など雇用の流動性が高く派遣労働が多い職種です。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。

日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。特に派遣社員が雇止めになった等の場合は、極めて大きな格差が生じております。

無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、政府においては地方財政を圧迫しないよう制度の是正を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年9月27日

行 橋 市 議 会

地方議員の先輩方へ。意見書採択の支援要請

全国すべての地方議会の諸先輩方に不躰なお願いをさせて頂いたのは、自治体にとって不可避かつ深刻な財政問題であるとともに、外国籍の方からすれば生活困窮をもたらしかねない制度運用上の課題に対し改善の協力を求めるためです。近い将来において外国人の生活保護が5～10倍に膨らむ可能性すら否定できない制度の落とし穴が発覚し、無年金外国人を大量に生み続けている実態を報告します。生活保護予備群が無尽蔵に増え続けていることと同義であり、ただでさえ逼迫している地方財政をさらに苦しめるものです。

実は、外国人のみは年金を脱退することができ、出国時には一時金を得ることができ“脱退一時金”という制度があります。総理所信表明演説に対する代表質問において自由民主党が取り上げたことによりにわかに注目を集めています。また行橋市議会における一般質問においては、過去10年の裁定件数が72万件（e-Stat・政府統計）と膨大であることが執行部答弁により明らかとなっています。

年金を脱退し一時金を得れば年金受給資格を喪失するため、10年にわたって無年金状態に置かれることとなります。再就労したとして将来は極めて低年金状態となります。この制度は、帰国する外国人が我が国の公的年金を掛け捨てにならぬようにという一見するともっともな制度で、相手国とも年金期間の合算などができる社会保障協定が締結されるまでの例外的な制度として作られたものでした。

問題を生じたのは、脱退一時金を使っても再入国を妨げておらず、一時帰国のち我が国において再び就労することが可能である点です。永続的に帰国し、我が国の社会保障制度から離脱したままなら問題はありません。しかし、再入国・再度の就労により公的年金（国民年金や厚生年金保険、共済組合等を含む）の被保険者に再びなり、ゼロから改めて年金制度に再加入となるのです。脱退一時金は何度も使うことができ、数年に一度のペースで脱退一時金を活用し現金を得て、やがて老後は無年金状態に陥っていくという制度問題です。

同制度を活用しても一定数の外国人は我が国で働き続けるような状態にあり、仮に就労ビザや留学ビザなどで入国したとしても、10年の在留などの条件をクリアさえすれば将来的に永住者資格を申請することもできます。生活保護法は外国人を対象とはしていませんが、あわせて厚生労働省は局長通知（社発第三八二号・昭和二十九年五月八日）において「永住者」についても準用した法的保護の対象とする行政処置を求めています。そのため、生活が困窮した要因が自らの意思で年金を脱退し一時金を得たことであったとしても、老齢年金の受給権を有さず就労できない高齢者については、日本人であれ外国の方であれ生活保護の対象となり、各自治体の生活支援担当窓口では拒否することは難しい実態に置かれています。

脱退一時金の金額は低くはありません。膨大な申請がされていることから明かなように士業からすると一般的な制度で、様々なモデルが多数のweb広告に掲載されています。一般事務に関する質問として実際のケースを問い、市行政で試算を求めたところ実態を裏付ける答弁を得ています。

ケース1 技能実習生 (給料17万円/月) 3年 還付額目安 **559,980円**

B国から技能実習生として来日。介護施設で3年働き技能実習期間が終了し帰国。

内訳 ①脱退一時金 447,984円 + ②源泉所得税分 111,996円

ケース2 特定技能 (給料22万円/月) 5年 還付額目安 **1,207,800円**

M国から「特定技能」で入国し、日本の飲食店で5年間働いて帰国した場合。

内訳 ①脱退一時金 966,240円 + ②源泉所得税分 241,560円

ケース3 語学学校講師 (1年目28万円、2年目30万円/月) 還付額目安 **614,880円**

JETプログラムで来日し、地方の小中学校で2年間にわたり英語の教師として勤務。

内訳 ①脱退一時金 491,904円 + ②源泉所得税分 122,976円

ケース4 日本企業勤務 (28万円/月+賞与30万円×2回/年) 5年 還付額目安 **1,537,240円**

留学生として来日し日本の大学を卒業、日本企業で5年間就労して帰国。

内訳 ①脱退一時金 1,229,800円 + ②源泉所得税分 307,440円

相当の金額のため、実際に退職した状態でありますから本制度を活用することは、置き換えて考えれば当然のことで、前述のように再入国が妨げられていないため一定数が再び日本で就労するのは自然な流れです。しかしながら離職時の日本人には得ることができない金銭であり、例えば派遣社員で雇い止めにあった日本人と外国人を比較すると制度名の如何を問わず、国民から理解を得られるものではありません。

別の角度からの問題もあり、自らの年金を取り崩したお金であるにせよ、実態としては退職金や満期雇用金のような形となっています。劣悪な労働環境であっても容認を強いる“餌”のように映っている可能性もあり、さらに5年を超えて就労すれば無期雇用（いわゆる正社員雇用など）にせねばならないところ、外国人に自ら離職させることで非正規状態に据え置く効果を生じている可能性を指摘します。さらに老後の福祉については、地方自治体に負担を押し付けるような恰好であり、これは納税者からも自治体側からもとても納得できるものではありません。

これらの制度問題を内包し、かつ母数が10年で72万件にも上っているにも関わらず、制度を運用している厚生労働省は“脱退一時金を使ったことのある外国人の行方”を調査しておりません。より正確に言えば権限がなく、実は調査方法すら確立していないのです。再入国する際に出入国管理庁は脱退一時金を使ったことがあるか否かを問うておらず、そのため国側にはデータがないことが分かっています。

【脱退一時金 小坪しんや】で検索してください。一般質問時の議事録・代表質問・各国会議員が本件について述べた動画等、印刷費の都合で断念した資料をHPにてまとめています。(2頁)

マイナンバー導入後であれば技術的には可能だと推察しますが、脱退時に年金番号を削除する運用であったようで、過去10年を遡っての調査となれば手動で調査するより方法がないと指摘されています。厚生労働省は、出入国の把握に要する職権を有していないため、まさに省庁間の事務の狭間に落ち込んでいる状態です。

すでに無年金または低年金状態となり永住資格を有した外国人（もしくは我が国に帰化された方など）が、より端的に言えば『将来的にほぼ確実に生活保護に陥る可能性が極めて高い層』が相当数存在するに至っているにも関わらず、何人が再入国し、かつどの自治体にどれだけ所在しているかという実態が誰にも把握されていないのです。人口規模に拠らず、一部の自治体に数百名単位で集中している可能性は低いとは言えません。脱退一時金を得た外国の方が高齢化を迎えたタイミングで、特定の自治体が甚大な民生費の急増を受け、結果として住民サービスの低下、もしくは福祉破綻する危険があったとしても予見・予測することはできない状態にあるということです。

余談になりますが、出国が条件となっておりますが、在留資格の転入転出は法定受託事務（中長期在留者住居地届出等事務委託）です。年金機構は自治体からの転出届で申請を受け付けており、本当に出国しているかを国独自で把握しているわけではありません。空港まで市職員が同行し出国を確認しているわけではないので、出国しないまま転出届のみ提出し、国内にいるまま申請することも運用上は可能です。

国会において政権与党である自由民主党が総理所信表明演説に対する代表質問として取り上げ、厚生労働大臣が“関係省庁とも連携しつつ実態把握等を進めて必要な改善を図ることは重要”と答弁を行いました。さらに全国市長会は社会文教委員長が質問者である稲田朋美議員と面会し、全国市長会の理事評議員合同会議にて「実態把握などの調査を行い、政府に対して必要な措置を求めるなどして行くべき」等と委員長が報告を行い了解を得たと伺っております。

では制度改善や実態調査がスムーズに進むのかと言えば楽観視もできません。本制度は平成6年に制定されたものですが、のち3年から5年に期間が延長された経緯もあり、いまは8年や10年に延長せよという声もあがっています。これは安価な労働力を求めるニーズは実際にあり、この制度運用の実態を知られたくない、もしくは拡大したい方もおられるのです。

労働力の減少に対する施策は解決が求められる政治課題です。しかし、高齢化し労働力として魅力を失った外国人に対する将来的な社会保障は具体的な検討すらされず、さも当然のように生活保護の一択しかない状況とされていることは、各種の法定受託事務の事務要領を読み込めば明らかです。また、かつてのタコ部屋のような労働環境に陥れるための餌として、我が国の制度が機能している実態を「豊かな共生社会」と表現する欺瞞をイデオロギーの如何を問わず諸先輩方は容認しないと強く確信します。

別添の政策資料漫画は、約320万人が閲覧しました。心あるインフルエンサーや各種まとめサイトの協力によるものです。1700自治体議会に対する本書（意見書採択を求める陳情）は送料だけでも4～50万円が必要で、印刷費も含めるとかなりの出費が必要でした。クラウドファンディングではありませんが、個人献金にて支出させて頂いたものです。当然ながら賄いきれるものではなく、私費を投じての政策活動になるでしょう。実は来春（令和5年4月）に改選を控えておりましたが、すべて出し切る覚悟で臨んでおります。

長らく問題視していた政策課題ですが、いまのタイミングとせざるを得なかった理由は、衆院任期が折り返しとなり一定の解散風が吹いた状態でなければ、地方から国に制度改善を求めることは難しいと考えていたためです。過去に遡っての実態調査には膨大な事務負荷が想定され、国側がどこまで前向きかは未知数です。来年には年金の制度改革の議論を控えており、是が非でも議論のテーブルにあげる必要を感じました。そのためには今、地方から声をあげるより方法はないと考えます。

地方議員の先輩方へ。私は、地方議会は素晴らしいなと思っています。最も有権者に近く、目の前に世論があるポジションです。議員各個人がバラバラに動くのではなく、それが議決・意見書採択として形を為した場合、それこそが最も国民に近い世論であると確信しております。

二元代表制下において執行部の権限は強力であれど、議会にしかできないことがあります。それは意思を示すこと。地方自治法99条をただのガス抜きだと笑う方もおりますし、どれだけ意見書があがろうと具体的な動きに結ぶことは確かに多くはありません。しかし議会しか、目に見える形で地方の意思を示すことはできないのです。

次は、私はもう議員ではないかも知れませんが、だけど、いや、だからこそ、届くべき方の元に資料が届きさえすれば、きっと動く。政治は動くと信じているからこそ、一人でも多くの地方議員の先生に届くよう本意見書を送付させて頂きました。もし良ければ、本資料は印刷して全議員に配布をお願いします。

意見書（案）は、どのように修正して頂いても構いません。郵送による陳情の受付可否など各種の手続きあるかと思いますが、（本書を無視しても構いませんので）議員側から提出等、無理をお願いできないでしょうか。何卒、意見書の採択をお願いします。私は本書に願いを託すことしかできません。本書をお読みの、貴職を信じるのみです。あとのことはお任せいたします。地方議会の誇りにかけて。

行橋市議会議員

小坪しんや

住所：福岡県行橋市上稗田1097-1

事務所：0930-37-2635

外国人のみ許された年金脱退一時金が 生活保護の増加要因となる実態

(政策資料漫画)

衆議院議員
漫画公開式



行橋市議会議員 小坪慎也

ネットで見たけど
外国人のお年寄りの
生活保護がめっちゃ
増えてるんだって

…やだあ…その人たちに
支払う保護費ってあたし
達の税金でしょ？

外国人の生活保護
が増えまくったら
あたし達の子育てや親
の介護の財源とかどう
なるの？

…やっぱり…
減っちゃうんじや
ないの…？

ようこそ腹黒税理士事務所へ

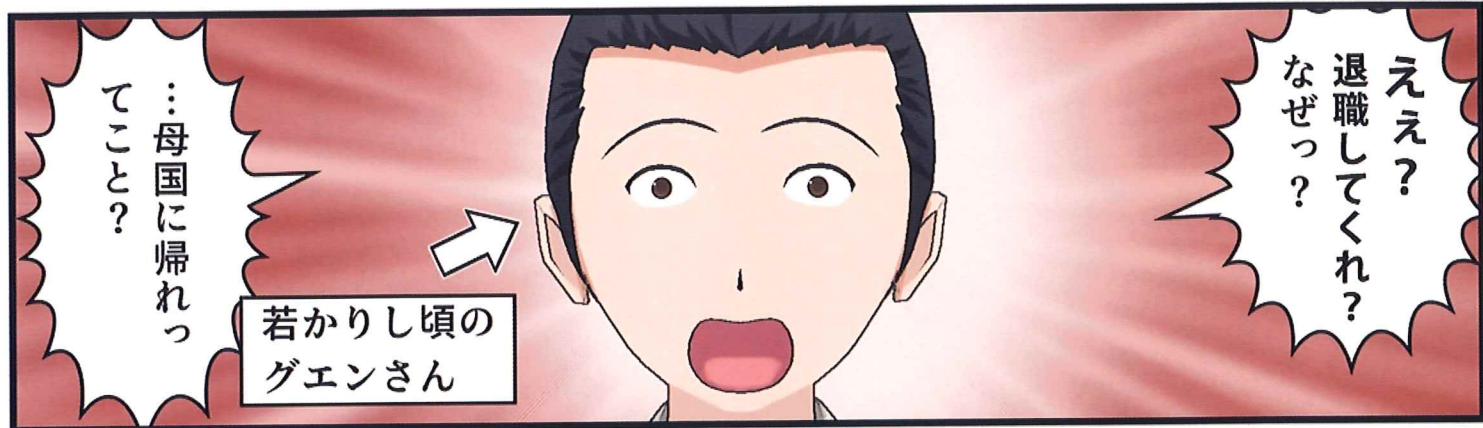
高齢外国人が無年金となり生活保護に陥るカラクリとは？

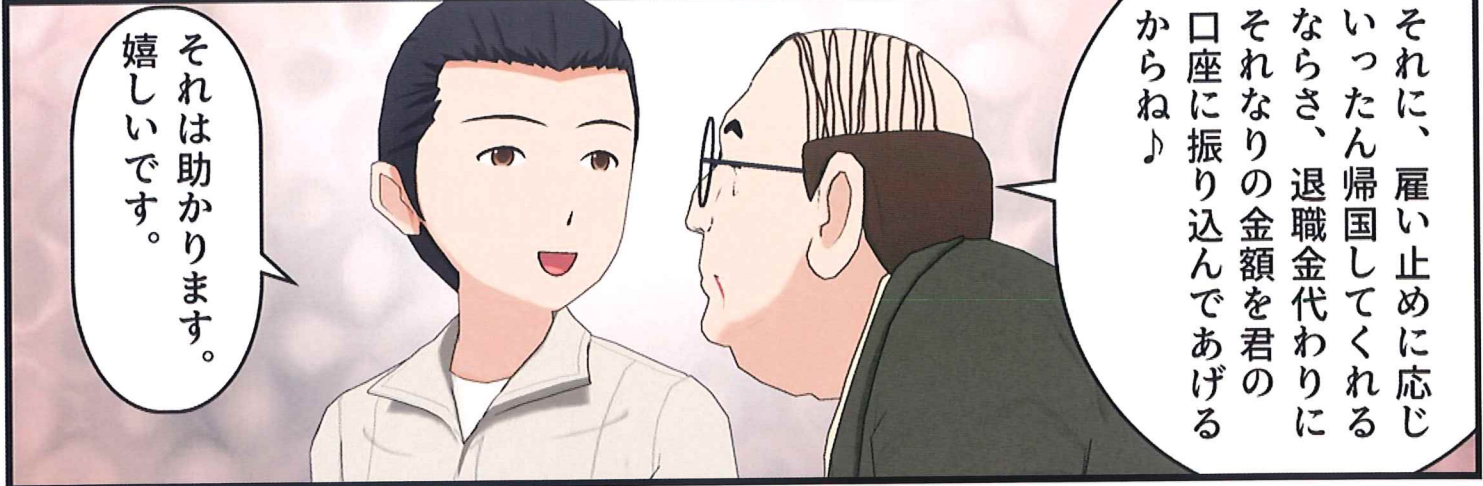
ようこそ
腹黒税理士
事務所へ

税理士兼社労士
の腹黒法子です。

さあ：グエンさん
ご用件を伺いま
しょうか。

ワタシ、年取って
働けなくてお金無い
ネ：だから生活出来
ないネ。



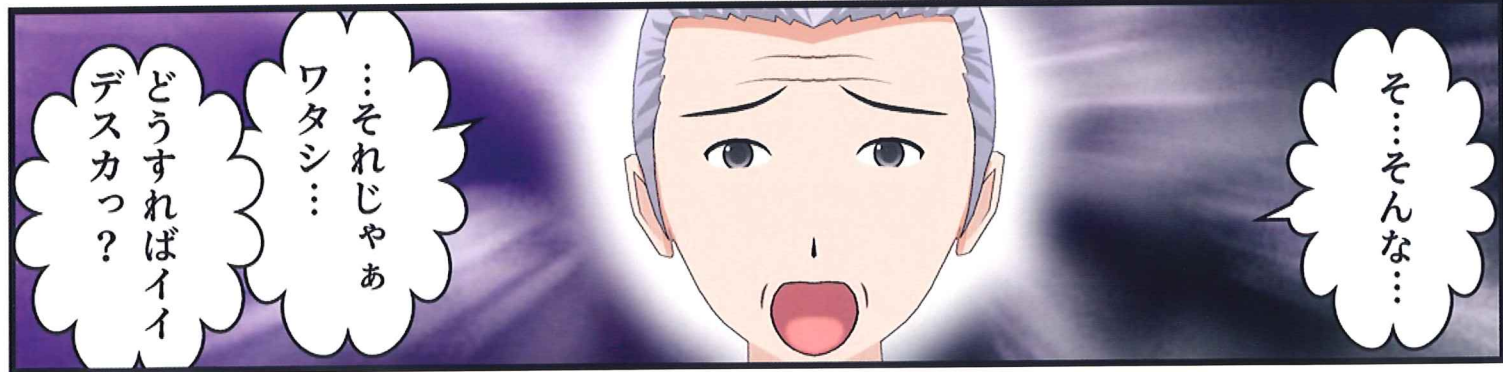


被保険者期間	支給額計算に用いる数
6月以上12月未満	6
12月以上18月未満	12
18月以上24月未満	18
24月以上30月未満	24
30月以上36月未満	30
36月以上42月未満	36
42月以上48月未満	42
48月以上54月未満	48
54月以上60月未満	54
60月以上	60

年金の脱退一時金というのは外国人が、日本から国外転出して公的年金制度を脱退した場合に請求することができる一時金のことよ。

でも、脱退した分が加入月から除外されてどんどん少なくなっていくから脱退一時金をもらうと結局は年金を全く払っていないのと同じになるため無年金になるのよ。

Point4
国民年金・厚生年金を解約して一時金を貰う仕組みのため無年金になる。



そ…そんな…

…それじゃあワタシ…

どうすればいいですか？



大丈夫

生活保護を受ければいいのよ♪

Point5
年金の積み立て脱退を繰り返すので大量の無年金者が生まれ老後、生活保護制度を脅かす。

その時
地方自治体では

外国人の生活保護受給世帯数



最近多いなあ…
高齢外国人の
生活保護の申請…

でも…あの人達
日本国内に扶養
してくれる親族が
いないから

生活保護の受給
要件は満たして
いる…か…

でも…日本では
外国人でも生活
保護は受けられる
のよね？

ああ…でも法律では
国民だけが対象だけど
昭和29年の厚生省局長
名で…

「当分の間」外国人
にも適用するって
なっているんだよな。

地方の福祉予算は
メッチャ厳しい
のに…

困ったもんだなあ。

いやあ
腹黒先生

今回もお世話に
なりました♪

しかし無年金の
年寄り外国人を

国が面倒見てくれるってのは
ありがたいですなあ♪

最高裁は、平成26年に法律上は
外国人を保護対象外と確定しな
がらも結果的に外国人にも適用
するって言うてくれたからねえ♪

最高裁サマサマね♪

オンラインミーティング ID: 203-644-651

ミーティ
開始 招待 画面の共有 詳細

Akutoku

Haraguro

実に良い国ですな
日本という国は♪



まったく：
馬鹿が付くほど
お人好しな国ね。



Point6
代行業者はネット上に
堂々と広告している。

生活保護予備軍にな
ってくれるおかげで
あたし達のビジネス
も回ってるのよねえ♪

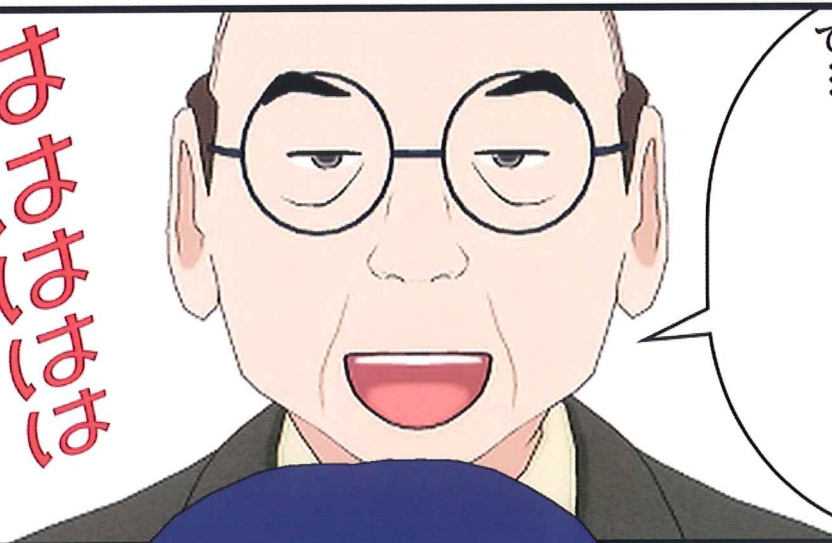
ニヤ：



それで日本で働く在留
外国人約182万人の
うち10万人近くが毎年
脱退一時金を受け取って
無年金になり：

ははははは

我々はたんまり儲け
させてもらってます♪



法務省は外国人受け入れに
大乗り気だし、厚生労働省
は無年金が増えても全く
無関心でいてくれるおかげ
で：

これ全部合法
なんだからね♪



言っとくけど：

出典・奥付

出典

行橋市議会 令和5年9月定例会 一般事務に関する質問
<https://www.youtube.com/watch?v=QewYIIYvJik>

谷畑英吾 前・湖南省長による速記録
<https://note.com/khomonshichyo/n/n5348f6f35c23>

日本年金機構 脱退一時金の制度
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

自由民主党 第212回臨時国会における稲田朋美幹事長代理 代表質問
<https://www.jimin.jp/news/policy/206869.html>

制作

制作企画： 行橋市議会議員 小坪慎也

作画構成： ひるまこうじ

政策協力： 地方自治体職員有志一同

文字校正： 安藤慶太

速記作成： 全国市長会 元副会長 谷畑英吾

賛同政治家

清和政策研究会 元国務大臣 稲田 朋美

志帥会 元国務大臣 櫻田 義孝



稲田 朋美



櫻田 義孝

告知協力 拡散のご協力を頂いたサイト名です。

闇のクマさん世界のネットニュース、事実を整える、

ハムスター速報、ナニワの激オコおばちゃん、

みやわきチャンネル (仮)、田岡春幸 (元厚生労働省官僚)

希望の日本再生チャンネル

著作権について

本書は、本制度の改善のため問題点を説明するために制作された漫画であり、著作権の使用権は小坪慎也が所持しています。前述目的を達成するための使用において、まとめサイト・yoturuberなどに対し「転載を許諾」します。賛同政治家・告知協力などの更新があるため、リンクについては必須とさせていただきます。

ただし法人化されている保守系媒体（商業誌およびネット番組）については、扱いを別とする。（月刊「正論」を除く。）個人サイトについては事前の確認は一切不要ですので安心して再使用、転載してください。

2024年2月9日

山陽小野田市議会
議長 高松秀樹様

山陽小野田市小野田 3929 C-202

樋口 晋也

陳情書

市議会議員の報酬は公費によって賄われています。その公費は議員が議会人として取組む本会議や委員会、市民懇談会、議会報告会等のいわゆる議会における公務に対する報酬として支払われています。このことから病気やご不幸ごとなどの特別な事由を除き議員にとって公務は全てに優先する義務であると認識しています。

山田伸幸議員は個人活動として、明るいまちへの誹謗中傷記事の執筆や自身のブログを更新すること等大変熱心に取り組まれているようです。

では公務である議会報告会と、個人的活動のセミナーはどちらが優先されるのでしょうか。

山田議員は12月定例会本会議場での採決時に居眠りをして醜態を晒しています。更に今度は公務を放置して遊びに行くとは言語道断。

議会人として最低限の「居眠りをしない」、「公務は最優先で出席する」義務を果たせない者に「一般財源が大事」だとか、「介護保険事業の見直し」を語る資格はありません。このような議員を放置することは市民による議会への信頼を損なう行為です。

よって山田伸幸議員に対して下記3点陳情いたします。

記

陳情事項：①嚴重な処分

②公務とは何かの勉強会とテストの実施

③議員報酬の一部返納

提出理由：1月30日の議会報告会に出席せず東京で遊んでいたこと

提出根拠：①山陽小野田 明るいまち 2024/2/4 No.924 記載の記事

②山田伸幸議員の、ブログ1月29日の書き込み、1月30日 Facebook 書き込み

尚、何らかの処分にあたっては、山田議員は日本語の解釈能力に少し問題があるように思いますので噛み砕いて時間をかけて丁寧な説明が必要と考えておりますのでご配慮ください。

以上





地方議会議員政策セミナーレポート第1講義 森裕之立命館大学教授
地方自治体の力量が試される時代



立命館大学 森教授

**景気回復とともに税収が増加
 住民のニーズに合った諸施策を展開するチャンス**

29日と30日の二日間、山田議員が東京で開催された地方議会議員政策セミナーに参加してきました。29日は全体会で政府予算案と第9期介護保険事業についての講義であった。

地方財政の基礎から

最初に登壇されたのは、立命館大学 森裕之教授。
 森教授は、地方財政の基本的な特徴から講義に入り、国の予算が決まり地方の予算に大きく影響していくこと。

地方財政は家計と違い、自治体は物を売り、サービスを行うが収入を得ていない。収入は税金として住民から徴収する。収入の不足は地方交付税として国から交付される。
一般財源と特定財源
 一般財源は自治体が用途を決めることができる。

自治体の力量によりサービスが異なる。
 特定財源は国の事業に補助金などが交付されるが、用途が限られる。
 特に重要なのが一般財源であり、自治体が行いたい施策を実行することができる。一般財源が少なければ、特定財源も少なくなる。自治体の財政指標のすべてが一般財源との関係で判断される。



基準財政需要額

基準財政需要額とは自治体

これからの地方は、国から自立する自治体の力量が試される。

新年度予算への対応

森教授は講義の最後に、新年度予算に地方議会がどう関わるかについて次のようにまとめられました。

- ① 財務省主導で財政再建路線が強められ、地方財政は自立が求められる。
- ② 日本社会の諸政策はあらゆる分野に広がっているが、その主体は地方自治体が担わざるを得ない。
- ③ 政府は実践がなく、諸施策を発していくのは地方自治体の独自の力にかかってくる。



2024/01/28

明日から東京で開催される研修会に参加

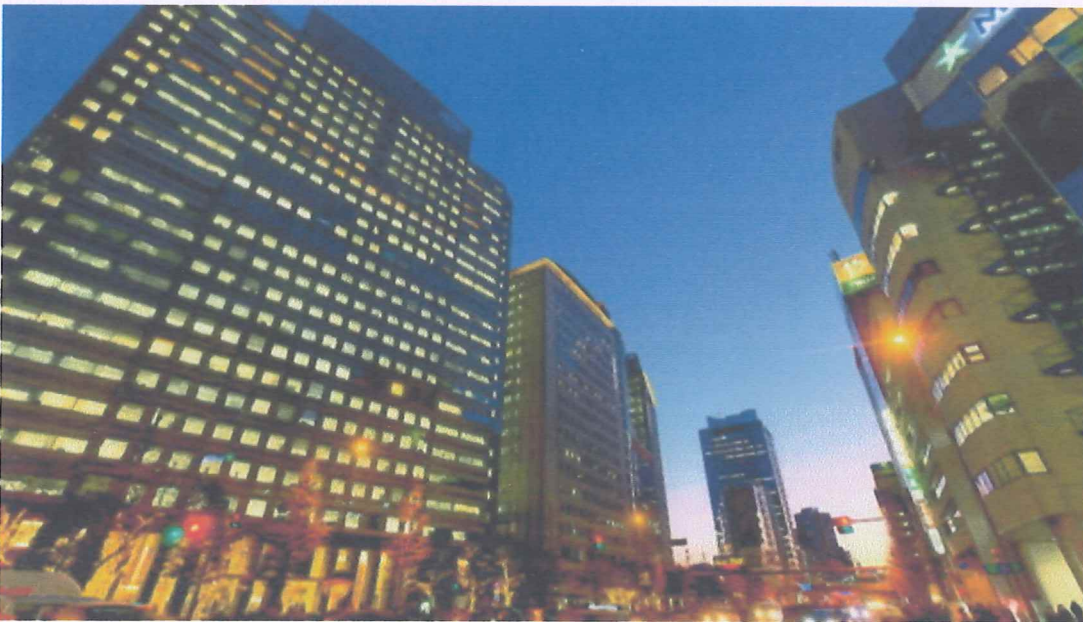


◆明日から二日間の予定で東京で開催される地方自治研究所主催の研修会に参加してくる。久しぶりの飛行機を使っての研修会参加である。明日は東京から情報をお伝えする。



2024/01/29

地方議会議員政策セミナー



◆セミナー1日目

今日は全体会。参加者は130人ほどで会場は日本教育会館

第1講座 立命館大学 森裕之教授による「地方財政政策を中心とした2024年度政府予算案の特徴 講義内容は、最初に財政の基本から入ったのだが、はじめから参加者を笑わせようというのか、ギャグをおりませながらわかりやすく話

していかれ、予定していた七〇分を超えて九〇分に及ぶ講義であった。

第2講座は、大阪社会保障推進協議会の日下部雅喜氏 「介護保険制度の動向と自治体における第九期介護保険事業の改善を目指して」と題するもので、介護については得意としていたつもりであったが、講師の話に思わず「見落としていた」ことや「見過ごしていた」ことだらけで、反省しきりの講座内容であった。あらためて山陽小野田市の介護保険事業の見直しが必要であることを強く感じさせられた。

明日は、分科会で「公共交通を巡る諸課題と地域交通政策づくり」に参加して、地方の公共交通への取り組みをどうしていくのかを学んでいきたい。



投稿

写真



山田 伸幸



1月30日 · 🌐

1月30日

研修会の朝 ホテル朝食はサラダメイン
のチョイス

